



島根県報

令和7年1月17日（金）

第 5 8 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特 定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	2
土地改良区の役員の退任の届出	（農 村 整 備 課）	2
土地改良区の定款変更の認可（2件）	（ " ）	2
県営土地改良事業の工事の完了	（ " ）	2

【公 告】

公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	3
公共測量の終了	（ " ）	3
都市計画の変更案の縦覧	（都 市 計 画 課）	3
都市計画事業変更の認可（2件）	（ " ）	4

告 示**島根県告示第18号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、法による医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和7年1月17日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
株式会社 山藤薬局 和木支店	江津市嘉久志町2425番地47先	令和6年12月20日

島根県告示第19号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和7年1月17日

島根県知事 丸 山 達 也

安来市土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

中村 健二 安来市飯梨町309番地

島根県告示第20号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、益田市土地改良区の定款変更を令和7年1月9日付で認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年1月17日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第21号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安来市土地改良区の定款変更を令和7年1月8日付で認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年1月17日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第22号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和7年1月17日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	完了年月日
西潟ノ内地区用排水施設事業（県営水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））	令和6年12月18日

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について安来市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年1月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ作成）
- 2 作業期間
令和6年11月16日から令和7年3月12日まで
- 3 作業地域
安来市内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年12月20日に終了した旨国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年1月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量及び水準測量）
- 2 作業期間
令和6年9月24日から同年12月20日まで
- 3 作業地域
益田市白上町地内

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和7年1月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

松江市大庭町、古志原七丁目、法吉町、東津田町、矢田町及び山代町

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び松江市まちづくり部都市政策課

4 縦覧期間

令和7年1月17日から同月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画変更の認可の告示（令和7年中国地方整備局告示第2号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

令和7年1月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画道路事業3・4・80号飯島線

2 施行者の名称

島根県

3 事務所の所在地

安来市広瀬町 松江県土整備事務所広瀬土木事業所

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画変更の認可の告示（令和7年中国地方整備局告示第1号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

令和7年1月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画道路事業7・5・7号神門通り線

2 施行者の名称

島根県

3 事務所の所在地

出雲市大津町 出雲県土整備事務所

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 変更なし